

平成 25 年第 1 回（3 月議会）定例市議会一般質問議事録抜粋

1 万 8 千人以上の死者・行方不明者を出した 3・11 東日本大震災から 2 年が過ぎました。改めて、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

被災されたまちの早期復興と放射能をまき散らしている原発の廃炉、除染により、一刻も早いふるさとへの帰還を願っています。

1. 子ども・子育て支援について

安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。現在、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化によって子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

また、待機児童の解消が喫緊の課題となっていること、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを生み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められていることから、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築するということが時代の要請、社会の役割となっています。

加えて、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等に鑑み、地域における創意工夫を活かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育や保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する必要があります。

こうした観点から、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども子育て支援の充実を求めるため、「子ども・子育て支援法」関連 3 法が平成 24 年 8 月 22 日公布され、本年 4 月 1 日施行、平成 27 年度より本格実施が予定されています。そこで、最初に、

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

子ども・子育て支援法第 61 条で「市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と規定される子ども・子育て支援事業計画は、いつから策定に着手し、いつまでに策定するのか伺います。また、事業計画策定に向けたニーズ調査はいつごろ実施するのか。

(答弁) 子ども・子育て支援事業計画の策定期間については、関係者の意見を聴きながら平成 26 年夏ごろに計画が策定できるように準備を進めていきたいと考えています。その後パブリックコメントを経て確定となりますと平成 27 年 3 月までには県への計画書の届け出を行います。

また、ニーズ調査については、平成 25 年 6 月までに、国の子ども・子育て会議で示されるニーズ調査票案を参照しつつ、実施方法を検討し、平成 25 年 12 月頃までにニーズ調査の実施と結

果のとりまとめを行う予定です。

(2) 地方版子ども・子育て会議の設置、委員の構成

子ども・子育て支援事業計画は、市内の子どもの数、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成されなければならない。また、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、法第77条第1項の審議会、その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。と規定されているが、法第77条第1項の審議会等を設置するのか。

(答弁)地方版子ども・子育て会議の設置については、平成25年度に国の「子ども・子育て会議」が設置されますので、市としてもそれを受けて条例制定を行い、市の「子ども・子育て会議」を設置する予定です。

②委員選出に当たって、国の子ども・子育て会議に準じて、有識者、子育て当事者、保育所・幼稚園職員等を参画させるべきと考えるが如何か。

(答弁)委員の選出方法については、国の子ども子育て会議のメンバー構成を参考に、バランスよく幅広い関係者を選出していきたいと考えています

(3) 法施行後の公立幼稚園、保育所の位置付け

今回成立した子ども子育て関連3法では、当初の政府案で示された幼保一体化施設である「総合こども園」は見送られ、保育所の新たな幼保一体化施設への移行の義務化がなくなりました。そこで、現行の保育園、幼稚園の位置づけは、法施行後も現行どおり考えるが如何か。

(教育次長答弁)幼児教育は大切であるとの考えから、来年度より国際化に対応できる人材育成のため、全幼稚園に英会話教育を取り入れるなど、今度とも充実したいと考えています。

また、現在の公立幼稚園は、各小学校に隣接若しくは近接しているため、学校との連携がスムーズにできることから、幼稚園から小学校に入学した場合のギャップ解消や一貫的な教育ができる環境でもあると考えています。

一方、保護者のニーズが多様化するなか、来年度モデルケース3園の預かり保育時間を18時まで延ばしたうえで、H26年度全園(11)実施する方針であります。

法施行後においても、幼児教育を充実するとともに、住民ニーズを把握し、保育所や民間事業者等との連携推進を図りながら、公立幼稚園のあり方や位置づけを考えるべきと思っていますので、まずは現行の公立幼稚園として、できうる対策から順次取組むことが先決であり、制度の詳細や住民ニーズに加えて、民間事業者の動向が不明な現時点において、将来の位置づけ

までも決定できる状況ではないと思っています。

(福祉部長答弁)法施行後の公立幼稚園、保育所の位置づけについては、新制度移行に備えて、私立保育所の意向も踏まえ、公立幼稚園と保育所の在り方を教育委員会と慎重に協議していく必要があると考えています。

(4) 幼保連携型認定こども園の設置

今回の関連3法では、総合こども園は見送りになり、新たに幼保連携型認定こども園という制度が創設されました。現在公立幼稚園のない旧下毛地域において、保育を必要としない3歳以上の小学校就学前の学校教育を実施することが可能となります。そこで、現行の保育所を幼保連携型認定こども園へ移行する計画はあるのか。

(答弁)幼保連携型認定こども園への移行については、現在のところ、新制度での詳細については、明らかになっていませんが、今後は国の「子ども・子育て会議」を踏まえ議論していくこととなります。現段階では、保育所を幼保連携型認定こども園にする計画はありません。

(5) 小規模保育所、家庭的保育所、居宅訪問型保育事業に対する考え方

今回の関連3法で、利用定員6人以上19人以下の小規模保育所、利用定員5人以下の家庭的保育所、居宅訪問型保育事業が創設され、多様な施設や事業の中から利用者が選択できることとなった。

園児数が減少し、休園となっている山移保育園周辺の子どもが、玖珠町の古後保育園に通園しています。また、上津保育園も園児の減少で休園されると聞いています。そこで、このような新たな制度を導入する考え方は、

(答弁)新制度で示された小規模保育所、家庭的保育所、居宅訪問型保育事業等の保育制度は、子どもが減り続けている地域にあっても、市が地域の状況を踏まえ、6人～19人の小規模保育や5人以下の保育ママ等を活用して保育・子育てを支援するものです。

身近な地域での保育機能を確保できるように、市の事業計画の中で協議・研究していきたいと考えています。

(6) 放課後児童健全育成事業の拡充

現在、おおむね10歳未満の小学生を対象としている放課後児童クラブについて、小学生全学年に対象年齢を引き上げることとなりました。また、設置に係る基準を国の基準を踏まえて、市町村が条例で定めることとなっています。

そこで、対象年齢引き上げの考え方と条例制定の時期、施設、指導員の確保はどのように考えているのか。

(答弁)放課後児童クラブについては、新制度の「地域子ども・子育て支援事業」の中に含まれて

います。平成25年度中には国の基準が示される予定です。その内容を踏まえ平成26年度の中ごろまでには市の条例制定を行う予定です。

指導員の処遇についても、国の「子ども・子育て会議」、「社会保障審議会児童部会」を中心に検討されるとなっています。

※子ども子育て関連3法については、これからということのようですが、法律の目的、主旨に沿って、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども子育て支援の充実が図れる制度設計となるよう、十分検討をお願いしたいと思います。

(7) 質の高い教育、保育を実施するための公立保育所、幼稚園の正規職員採用

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を行うためには、保育士と幼稚園教諭の人材確保が重要な課題と考えています。

現在、公立保育所では正規職員27名に対し、代替を除いた嘱託職員は52名、非正規職員の比率は63.5%となっています。また、幼稚園では、正規職員15名に対し、任期付き職員3名、嘱託職員9名、非正規職員の比率は44.4%となっています。

全国保育協議会の調査では、2011年度のデータとして全国の保育士の内、非常勤で働く割合は平均で45.6%、内公立は53.5%と私立の38.9%に比べ非正規化が著しくなっています。

そこで、非正規で働く保育士が増えてきた原因は何か。

(答弁)保育士の正規職員数は、平成22年以外は採用をしていないため減少しています。採用をしなかった理由としては、国において検討されていた幼保一元化や現在、検討されている子ども子育て新制度に沿った形で、今後の保育所の運営方針を決めるべきと考えて採用を控えていたためです。

従いまして、正職員が退職した欠員分を非正規職員で補充しており、非正規職員の割合が増えています。

②非正規で働く保育士が特に公立保育所で増えてきたのは、小泉政権が実施した国と地方の「三身一体改革」がきっかけで、平成16年度から公立保育所の運営費を地方交付税に一般財源化したところから顕著になっている。また、幼保一元化の検討が始まって以降、現行の保育所のあり方が論議され、先行き不透明感の中で採用を差し控えた結果と言えます。

今回の関連3法の成立により、保育所の新たな幼保一体化施設への移行の義務化がなくなった今、幼稚園、保育所職員の正規職員採用を実施すべきと考えるが如何か。

(答弁)今後の職員採用についてですが、現在、国において検討されている「子ども子育て新制度」の方向性については大きな問題であり、制度改正も踏まえて慎重に対応する必要があると考えています。

この動向をふまえて、行財政改革をすすめる中で公立保育所と民間保育所のそれぞれの役

割を明確にしたうえで、事務改善委員会において幼稚園教諭及び保育士の職員採用計画を立てたいと考えています。

③市は、認定こども園制度がスタートした平成18年10月以降の平成22年度に、公立保育所の重要性から正規保育士を採用しました。クラス担任を嘱託職員が担う状況にまで正規職員が減少している状況を打開し、より質の高い幼児期の学校教育・保育を実施するため、最低でもクラス担任を正規職員が担う数を確保すべきと考えますが如何ですか。

(答弁)現在の保育所の正職員数はクラス数に対して少ないため、嘱託職員がクラス担任を行っています。

最低でもクラス担任を正規職員が担えるよう職員採用をすべきとのことですが、先ほども答弁しましたが、国の子ども子育て新制度の方向性が示された段階で担当課と協議を行いながら検討したいと考えています

※より質の高い幼児期の学校教育・保育を実施するという決意のもと、もう少し前向きな答弁が出されると期待したのですが残念です。早急に幼稚園教諭や保育士の職員採用計画を立て、来年度から採用することを強く求めます。

2. 潤いのある道路景観づくり

道路に植えられる街路樹は、緑の保全や都市景観、そしてまちづくりの上からも非常に重要です。街路樹は、街に、緑の潤いをもたらし、人の心に、安らぎを与えてくれます。

中津市では、平成14年に都市緑地保全法第2条の2に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、幹線道路には植樹等による緑化を推進することとなっています。

しかし、最近整備されている道路の街路樹の配置のあり方に、変化が生じてきていると感じています。

(1) 駅北口の県道中津高田線、蛭子町、駅南口の中津駅南口通り線の街路樹の配置

電線類地中化が行われた駅北口の県道中津高田線、蛭子町、駅南口の中津駅南口通り線には、街路樹が植えられていないため、冷たい、無機質な街並み景観となっているが、その理由はなぜか。

(答弁)街路樹が植えられていないため無機質な街並みとなっているがなぜか、とのご質問ですが、上水道・下水道・ガス等のインフラと電線を地中化するための管路施設が埋設されており、中高木を植樹するスペースを確保出来なかった事と、地元とも協議した結果植樹しないこととしました。

(市長答弁)中津駅南口線については、地元より街路樹の葉っぱが落ちて大変なので、撤去してほしいという意見を踏まえて植樹しなかった。緑の景観と言われるが、仙台の並木道も暗くて困っ

ている。中津はどうあるべきか。どこでも植えればよいというものではない。県道中津高田線の牛神交差点付近では、ケヤキが茂りすぎて車の障害となるため木を切っている。

②大分市の府内5番街通りも電線類地中化工事をしているが、街路樹を植えることを前提に工事をすれば街路樹は植えられるのではないか。

(答弁) 駅北口の電線共同溝は、浅い位置に管路を埋設してコスト(28万円/m)を縮減しています。「府内5番街通り」のように道路の深い位置に管路を埋設していないので、コストが削減できています。中津駅周辺の道路では、歩道の浅い位置に管路を埋設しているため、街路樹を植えるとその根が管路を破損し、インフラが機能しなくなります。それを避けるために街路樹を植えていません。

③駅のホームに立って、駅の北口、南口を見ると、駅前広場は緑化が施されているが、その先の道路には一本も街路樹が植えられていないため冷たい、無機質なイメージを感じます。そこで、電線類地中化のため街路樹が植えられないということであれば、大型プランターに低木の常緑樹、例えば市の花木「さつき」を植えるなどの検討をすべきと考えるが如何か。

(答弁) 歩道の通行状況を調査し、地元の意向も伺う中で、どうするかを今後考えていきたいと思っています。また、県道については、「地元より占用物として申請があれば、内容を審査し、対応する」との見解です。

④道路施設の中で、街路樹は地球温暖化を招く原因の一つである二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を抑制します。また、街路樹は、都市部におけるヒートアイランド現象による気温の上昇に対しても有効な手段となっています。そこで、環境保全のため措置として、街中には街路樹を植えるべきと考えますが、如何ですか。

(答弁) 街路樹には、大気浄化や騒音などの軽減、路面の温度上昇の緩和といった沿道の良好な生活環境の確保に効果があるほか、道路空間に「親しみ」と「潤い」を与えるなど、快適な都市づくりを進めるうえで、重要な要素と考えられるため、多くの方々のご意見を伺いながら、適切な場所に配置したいと思います。

(市長答弁) 街路樹の配置は、適切な場所に植えるべきで、東京などの都会では緑が欲しいということになるが、中津市のように周辺に緑が多いところでは、必要などころに限って植えるべきと考えます。

※もう、時間的には待ったなしの状況です。NHK大河ドラマ軍師官兵衛が始まって、観光客が駅から島田本町や蛭子町を通って寺町に抜ける道筋に、何も植わっていないようでは、歩いて見ようとする魅力を感じません。早急に対処することを求めます。次に、

(2) 中殿大塚線、市民病院線、丸山町公園地線の街路樹の配置

現在、整備が進められている中殿大塚線、市民病院線、丸山町公園地線の街路樹の配置計画はどのような計画となっているのか。

(答弁)中殿大塚線につきましては、主要地方道中津高田線からゆめタウン前を通る延長約1200mで両側に歩道があります。この両歩道には、けやきが101本、花ミズキが32本植樹されています。また、路線北側に植樹柵は設置しておりますが、植樹がされてない場所につきましては、今後植樹を予定しており、樹種は現在検討しています。

市民病院線につきましては、当初計画段階より両側に2.5mの歩道を予定していましたが、植樹帯の設置はできない状況です。

丸山町公園地線は、主要地方道中津・高田線から南方向の JR 手前の市道新魚線までの区間につきましては、センダンの木を18本植えています。主要地方道中津・高田線から中津城までの区間につきましては、平成25年度に改築予定ですが、現況幅員内で車道及び歩行者通行帯等を整備して参りますが、街路樹の設置は計画していません。

歴史民俗資料館横の歩道部にあります街路樹につきましては、現在の歩道路面を根が持ち上げて通行に支障をきたしていますので、今回施工時に撤去し公園等に移設したいと考えています。

※街路樹については、まったく植えない方針に変わったのかと心配しておりましたが、ケースバイケースで対応しているということで安堵しました。次に、

(3) 街路樹の選定及び維持管理指針の作成

平成23年9月の一般質問で、街路樹の樹種選定及び維持管理指針の作成について質問し、

「今後の街路樹の管理目標としては、地域の生態系、樹木の育成状況、景観及び安全性等を考慮し適正に行いたいと考えておりますので、街路樹の選定及び維持管理指針の作成につきましては今後、他市の状況等調査研究を行い検討して参りたいと思います。」との答弁を頂きましたが、その後の検討結果についてお聞きします。

(答弁)街路樹の選定及び維持管理指針の作成については、他市の計画(大分市街路樹景観整備計画)を参考に検討を進めています。

現在、中津市では20路線にけやきを主に、14種類約1100本の街路樹が植樹されています。今後道路整備を行う場合の街路樹の選定につきましては、景観・環境適応性・維持管理等を考慮して、樹種や配置などを考えていきたいと思っています。

※地元の意見の聞き方によって街路樹の配置は変わってくると思います。まず、植樹する、しないは景観街づくりの視点から、まず行政が決定すべきです。樹木を植える方向で、ベタな樹木を複数提示し、その中から地元意見を踏まえたベストを選択する方法をとるべきです。

②道路景観づくりには、長い年月が必要です。今こそ「街路樹の選定及び維持管理指針」を作成し、街路樹を適切に配置、整備することにより、「人の心に、安らぎを与えてくれる」そんな街を創出していくことが必要と考えますが如何ですか。

(答弁)維持管理指針の作成につきましては、現在市に対して、市民から落ち葉の清掃や剪定等の苦情がよせられ、景観上必ずしも良好な状態でない状況となっています。このようなことから、市としまして管理指針を作成し、街路樹と共生する道路空間づくりを目指したいと考えます。

3. 企業誘致、地場企業の支援強化、行政による産業振興

工場を海外に移す企業が一段と増える中で、全国の自治体では企業誘致策の拡充、強化が進められています。日本経済新聞社産業地域研究所の「都道府県・政令指定都市の企業誘致・産業振興に関するアンケート調査(47都道府県、20政令都市)」によると、最近1年間(平成23年6月～24年5月)に企業誘致策を拡充・強化した自治体は50自治体、全体の74.6%を占めています。

最も多かったのは、進出企業に対する補助金、助成金で全体の86.8%となっています。中津市における進出企業は、平成20年度以降に新たに進出した企業は10社、既存進出企業の増設が3社、地元企業の増設が7社となっていますが、最近では日田、宇佐、豊後高田市への進出が目立っています。

(1) 進出企業、地元企業に対する優遇措置の見直し

昭和60年に制定された中津市工業化促進条例は、市内に工場を新設し、又は増設する者に対し課税免除及び便宜の供与を行うことにより市内の工業化を促進し、雇用機会の拡大を図り、もって本市産業の振興を図ることを目的とし、進出企業等には3年間の固定資産税の課税免除を行うとなっています。

そこで、昭和60年の条例制定以降の優遇制度の見直しの経過は。

(答弁)中津市工業化促進条例については、平成19年に「企業立地促進法(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)」が制定された際に改正されています。

本条例は、企業立地促進法以外に「過疎法(過疎地域自立促進特別措置法)」、「山村振興法」等に規定する条件を満たした場合には、適用工場の指定を行い新設や増設に係る取得価格に対する固定資産相当分の課税免除(3カ年)等を行い、市内企業の工業化の促進や雇用機会の拡大を目指すものであり、本条例の見直しにつきましては、関連法令の改正に合わせて行います。

②県下の状況では、日田市が固定資産税の課税免除5年間、新規雇用者数×20万円、用地取得費の10%、設備投資額の3%、土地建物等の賃借料の33%(3年間)、佐伯市では

補助要件として新規雇用の増があること、投資額が2500万円以上（土地代を除く）、用地面積要件なしとするなどの企業誘致に向けた優遇制度を整備しています。中津市の優遇措置は県下では最低レベルにあるために、大新田北工業用地の2工区、3工区が売れないのではないのでしょうか。

また、地元企業の海外、県外流出を阻止するため、地元での再投資を援助する支援策が必要と考えます。

そこで、企業誘致を進めるため現行の優遇措置の見直しを行うべきと考えるが如何か。

(答弁)中津市独自の支援策として、平成19年に中津市工業化促進条例の適用を受けない小規模な投資についても同等の支援を行うべく、中津市事業所等育成条例を制定しました。

本条例は、製造業などの事業所や研究開発施設を市内に新設・増設・移設した場合で、投資額や雇用者数などの条件を満たした場合には3カ年の固定資産税相当分を支援するものであります。

加えて、企業誘致等を促進するために、国が定めている緑地率の緩和を図るための措置を講じたところです。

議員ご指摘のとおり他市においては用地購入費や新規雇用者に対する助成制度があることも認識しています。

今後、東九州自動車道の完成や中津日田高規格道路などによる道路網のインフラ整備など、企業立地における中津市の優位性をアピールするとともに、ご指摘の優遇内容についても拡充の必要性について検討していきたいと思っております。

※是非、県下並の見直しを検討し、企業を誘致していただきたいと思っております。

(2) 行政による産業振興

新規に企業誘致を図ることも必要ですが、なかなか厳しい状況にあり、これまで旧町村で取り組んできた行政による産業振興を、中津市としても取り組む必要があると考えるが如何か。

(答弁)現在、旧中津地域においても過疎高齢化により農林業の担い手は不足し、地域産業は衰退しつつあります。このような中で、地域間、組織間、産業間、そして世代を超えた総合的な連携の下、地域資源を核にした新しい物づくりを進め中津のブランド商品を創り出し、販売することで力強い地域づくりをめざした事業を推進するため、平成23年11月29日に大分県や中津市の行政組織と農林水産業の諸団体及び商品加工や販売のための各種団体等で構成する「なかつ6次産業創出推進協議会」を発足し、商品開発や販売チャンネル(ネット販売、アンテナショップ)などの整備に努めているところであります。

また、平成22年度から地域振興施設整備事業に取り組んでいます。本事業は、利便性の良い主要幹線沿いに農林水産物等の販売所を整備し、地域で生産される農林水産物や6次産業で開発された新商品の展示販売等を行い、地域産品の生産から販売までがスムーズに行えるシステム構築を行うとともに地域活性化を目指すものであります。

(3) 個人や NPO 法人の起業支援

過疎地域においては、人口減少と高齢化の進行により、地域の活力が低下し、厳しい状況に置かれています。特に、従前は企業の進出により地域の雇用が確保されているケースが多かったものが、近年は製造業の海外進出が進み、かつての基幹産業であった農林水産業の著しい衰退とも相まって、地域の経済は停滞の度合いを強めています。

しかし、他方で、過疎地域において、豊かな地域資源も活用しつつ、個々には小規模であっても多種多様なアイデアをもとにした産業おこし＝起業の可能性を探る動きが始まっています。高度情報化や交通通信体系の整備、人々の価値観の多様化や自然志向の高まりといった時代の潮流の変化を、過疎地域において新しい産業を起こすうえでの追い風にすべきと考えます。

そこで、中津市においても、起業の相談窓口の設置、セミナーの開催、起業に対する財政的支援等を実施すべきと考えるが如何か。

(答弁)中津市といたしましては、一昨年から取り組んでいます、地域資源を活用した6次産業化の中で、新たに起業を予定している方などを対象に、今月の22日に相談会やセミナーを開催する予定であります。また、財政支援といたしましては、中津市中小企業振興資金融資要綱に定められている「創業資金」が利用できます。創業資金は新たに事業を開始する具体的な計画を有する者等で、創業のために必用となる設備資金や運転資金について、1千万円を限度額として年2%の利率で市内の金融機関が貸し付けを行うものであります。中津市といたしましては、金融機関に一定額を毎年預託して利用者の便宜を図っているところです。

なお、一般的な起業相談等につきましては、商工会議所等で行っておりますので、商工会議所等を紹介しています。

②現在、なかつ6次産業創生推進協議会が中心となって新規商品開発を進めていますが、次のステップとして、そこで開発された商品や田舎でストーブガードを製造販売している方々の起業を支援する補助金等制度の創設が必要と考えるが如何か。

(答弁)企業が行う事業活動につきましては、個人事業主も含めて自らの責任において行うことが原則ですが、例えば、先日国の補正予算において創設された「起業支援型地域雇用創造事業」など、一定の公共性が担保され、地域経済の活性化に繋がると判断される取組については行政が支援する制度もありますので、こうした支援制度の周知を随時行ってまいりたいと考えています。

※産業振興や地域振興に効果のある特効薬はなかなか見つからないものですが、今できる小さな夢を一つひとつ積み上げることから、大きな飛躍につなげていく、粘り強い取り組みが必要と考えます。“意思あるところ 必ず道あり”の精神で、私も頑張ります。

今回ご答弁頂いた田中次長、速水部長、本間部長、そして、3月末で退職されるすべての職員のみなさん、長い間お疲れ様でした。お世話になりました。